

提出日(西暦)	2016年6月30日
---------	------------

品質管理システム概要書(2016年3月31日現在)

監査事務所名 監査法人ナカチ
代表者名 藤代 孝久

1. 品質管理に関する責任

当監査法人では、代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者として代表社員を定めております。品質管理担当責任者は品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務執行能力並びに必要な権限を有しております。

不正リスクに関する品質管理責任者は、品質管理担当責任者が兼務しております。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 職業倫理

監査法人におけるすべての監査実施者は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の倫理に関する規定を遵守しております。

(2) 独立性

毎年7月に日本公認会計士協会による監査人の独立性チェックリストを使用して、当監査法人における監査実施者のすべて及び監査法人自体について、独立性が保持されていることを確認しております。新規に採用する者については、その採用時にチェックリストを使用して独立性の保持について確認しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

業務執行社員及び審理の担当者については、ローテーション制度を採用しております。公認会計士法上の大会社等の監査業務について、7会計期間の交替ルールを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新

当監査法人では、監査契約の新規の締結、及び既存の監査契約を更新するか否かを決定するにあたり、監査業務の質を合理的に確保するため、監査業務の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。

監査契約の新規の締結及び更新については、関与先の誠実性、当監査法人の規模及び組織等を勘案し、社員会にて最終決定することとしております。

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会がその開示内容に保証を与えるものではない。

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。

該当する監査契約の新規の締結及び更新については、不正リスクを考慮し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討し、社員会にて最終決定することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 専門要員の採用

当監査法人では公認会計士の監査補助者は、メンバーとして採用しております。メンバーは履歴書にて職務経歴を検討し、CPE履修結果通知書を入手してCPE取得状況に問題がないことを確認したうえで採用担当社員が面接し、最終的に代表社員の承認を得たうえで採用を決定しております。メンバーとは業務委託契約を締結しております。

メンバーの中で、当監査法人における年間稼働日数が相当日数以上であるなど一定要件を満たす者をコアメンバーとし、インチャージは社員又はコアメンバーの中から選任しております。

公認会計士以外の監査補助者は、履歴書を検討したうえで、採用担当社員が面接し、最終的に代表社員の承認を得たうえで採用を決定しております。

(2) 教育・訓練

年数回すべての専門要員を対象として監査法人内研修を実施しております。監査法人内研修では、社員及びメンバーの公認会計士等が講師となり、監査アプローチ等の監査業務上必要な知識に関する研修を行っております。

またCPE単位の取得状況については、毎年7月に当監査法人のすべての専門要員を対象として、日本公認会計士協会の定める必要単位を取得していることを確認しております。専門要員としての必要単位を取得していない場合には、監査業務には関与させないこととしております。

日本公認会計士協会等の外部の研修についても、監査業務遂行上必要なものについては、すべての専門要員に対して、受講料を監査法人負担とする等により受講を奨励しております。

その他に監査業務遂行上必要な知識・情報については、随時メール等により専門要員に通知しております。監査補助者については業務執行社員及びインチャージがOJTによる教育・訓練を実施しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

(3) 評価及び選任

個々の監査業務における業務執行社員の選任は代表社員が行い、社員会にて最終的に決定しております。インチャージについては、社員又はコアメンバーの中から実務

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会がその開示内容に保証を与えるものではない。

経験等を勘案して選任し、社員会にて決定しております。インチャージ以下の監査補助者については、業務執行社員が監査実務経験、専門能力、適性等を勘案してクライアントに配置しております。

監査補助者は、業務執行社員が指導及び評価を行っております。社員会にて全体的な評価を行い、代表社員が随時カウンセリングを実施しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することとしております。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施

我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するため、当監査法人における監査アプローチマニュアルを整備しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うこととしております。

不正リスク対応基準が適用される業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、前任の監査責任者は不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が適切に行われていることを確かめることとしております。

(2) 専門的な見解の問合せ

監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」に準拠し、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。税務、法務、IT、デリバティブ等の分野について迅速に問合せが可能な専門家を監査法人内外に確保しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合に関する方針及び手続を定めております。

上記の場合、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

また、監査責任者は、上記の手続を適切に実施する責任を負うこととしております。

(3) 審査

すべての監査業務について、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めております。監査業務毎に、社員の中から審査担当者を選任しております。審査担当者は、必要な知識、経験、能力、権限、独立性などの適格性を検討の上、選任しております。

監査責任者と審査担当者との間で、監査上の判断の相違が生じたときには、十分に討議し、討議により解決されない場合は、全社員を構成員とする審査会議にて決定す

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会がその開示内容に保証を与えるものではない。

ることにしております。監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないことを義務付けております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査に関する方針及び手続を定めております。

審査担当者は、審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を含めております。

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することとしております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任し、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしております。

(4) 監査上の判断の相違

監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者間で、監査上の判断の相違が生じた場合の解決のための方針及び手続を定めております。監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書は発行しないこととしております。

(5) 監査調書

当監査法人は、次の事項に関する方針及び手続を定めております。

監査ファイルの最終的な整理

監査調書の管理

監査調書の保存及び廃棄

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視

品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されかつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。これらの方針及び手続は、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的検証として実施し、その結果は対象となった監査業務の業務執行社員及び社員会に報告されております。改善措置が必要な場合には、その具体的な内容と実施時期が明示され、業務執行社員等は迅速かつ適切に対応を行っております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況の監視に関する方針及び手続を定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的な検証により、当法人の定めた方針及び手続に準拠しているかどうかを確かめることとしております。

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、提出したものを掲載しており、品質管理委員会がその開示内容に保証を与えるものではない。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正

当監査法人は、品質管理のシステムの監視によって発見された不備の影響を評価し、関連する監査責任者及び社員会に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しております。品質管理のシステムの監視の結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合に対処するための方針及び手続を定めております。また、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、監査責任者及び社員会に伝達しております。

(3) 不服と疑義の申立て

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付け、関連する監査責任者へ適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面で報告することとしております。

7. 監査事務所間の引継

監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠し、当監査法人が、監査人の交代に際して、前任の監査法人となる場合及び後任の監査法人となる場合の双方について、監査業務の引継に関する方針及び手続を定めております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定めております。

監査責任者は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告することとしております。

8. 共同監査

共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第61項に準拠し、共同監査に関する方針と手続を定めております。監査契約の新規の締結及び更新の際に、共同監査を行う他の監査法人の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを確認しております。

9. 組織再編を行った場合の対応

合併等の組織再編は行っておりません。

以 上